退職手当について

福利課企画管理班

1　退職手当の計算
- 退職時の給料月額
- 勤続期間
- 退職事由
- 調整額

2　退職手当計算内訳書

3　退職手当から控除されるもの

4　退職手当の手続きとスケジュール

5　福利課のHPの紹介

音声「VOICEVOX：春日部つむぎ」

1　退職手当の計算

基本額

退職時の給料月額　×　支給割合　＋　調整額

退職時の給料月額

勤続期間

退職事由

退職手当計算に必要な3つのポイント

退職時の給料月額

☞ 退職手当計算の基礎となる

退職日における

本俸 ＋ 教職調整額 ＋ 給料の調整額

（条例で規定されている給料表の額）

（本俸の5％
教育職給料表（一）・（二）
1級・2級・特2級適用職員

11,500円 教育職給料表（一）3級
11,500円 教育職給料表（二）3級
3,800円 教育職給料表（一）4級
4,000円 教育職給料表（二）4級）

（特別支援学校勤務者や特別支援学級担当者に支給される、いわゆる「特担手当」）

（令和8年9月時点）

例

本俸		教職調整額		給料の調整額		退職時の給料月額
437，700円	＋	21，885円	＋	0円	＝	459，585円

勤続期間

☞ 退職手当計算の「支給割合」に関わる

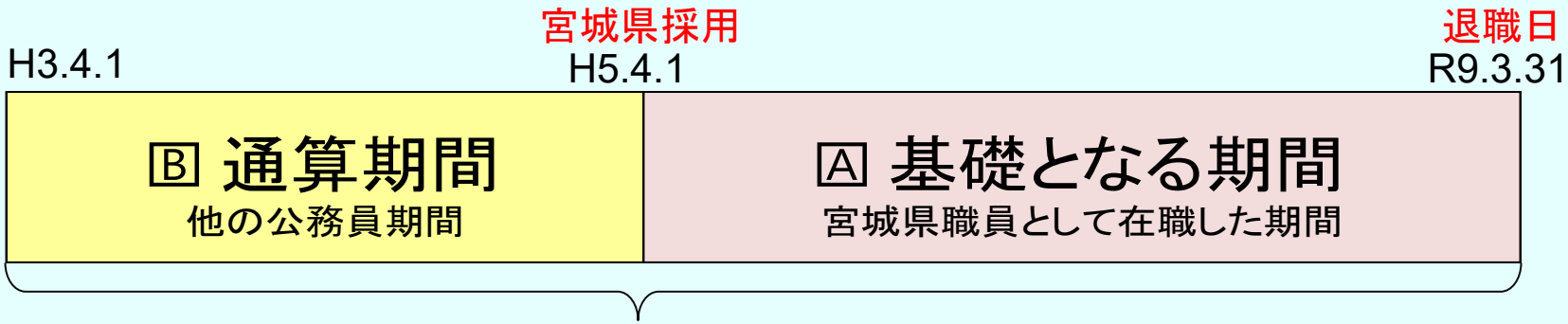
Ⓐ 基礎となる期間 ＋ Ⓑ 通算期間 － Ⓒ 除算期間 ※2

在職期間 ※1

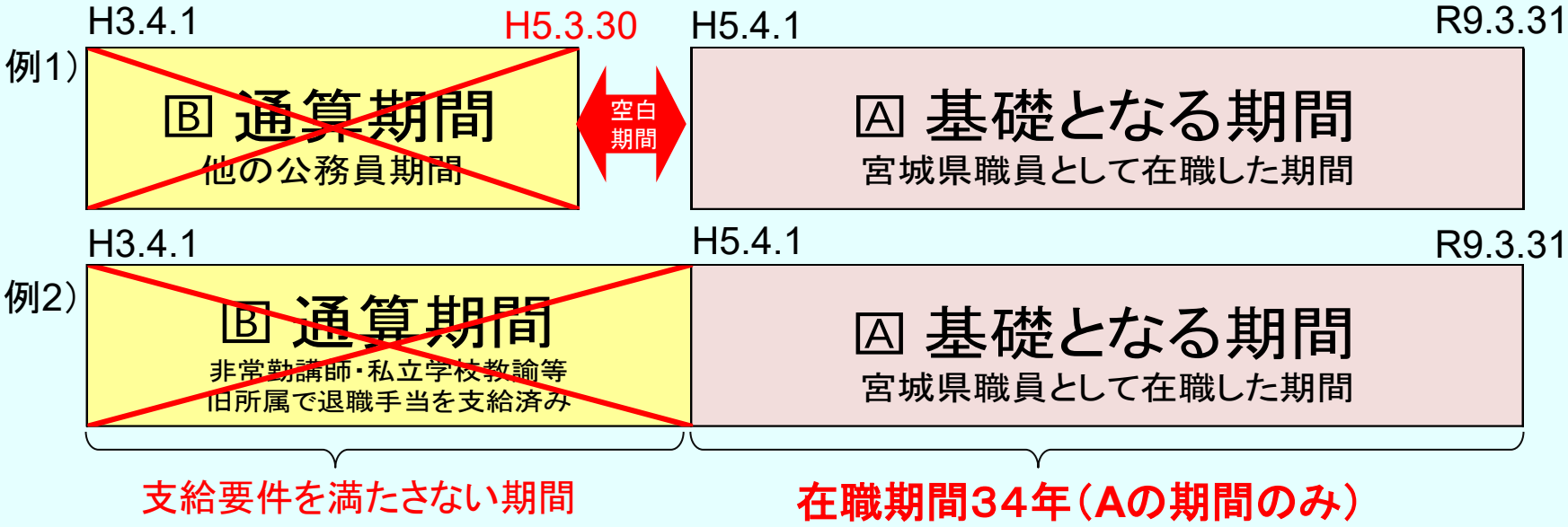
※1　１日でも在職した月は、１月と数える
※2　１年未満の端数は切り捨てる

☞ Ⓑ 通算期間

①在職期間として通算できる場合



②在職期間として通算できない場合



☞ Ⓒ 除算期間

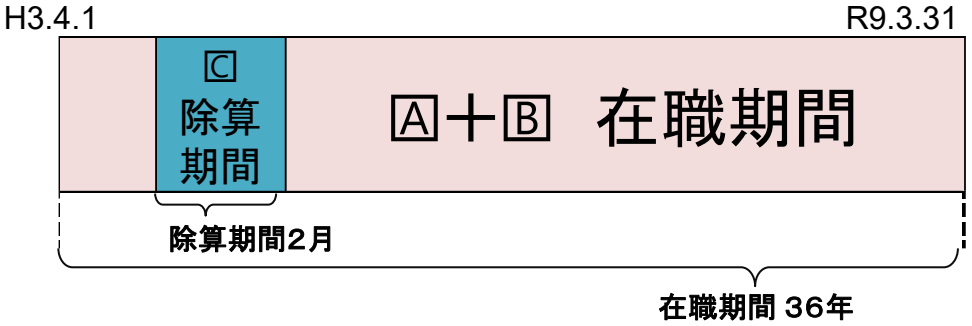
○ 休職 ○ 停職 ○ 大学院修学休業 ○ 育児休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1か月以上あったときは、その月数の1／2 ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の1／3
○ 育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1か月以上あったときは、その月数の1／3
○ 高齢者部分休業の期間	7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月として換算した月数の1／2
○ 組合専従の期間 ○ 自己啓発等休業 ○ 配偶者同行休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1か月以上あったときは、その全部の月数 ※ただし、自己啓発休業のうち公務運営に特に資するものと認められること等要件に該当する場合は、その月数の1／2

※ 上記表に記載のない産前産後休暇や病気休暇等は、除算されない（勤続期間に含まれる）。

例

出産：平成5年7月
育休：平成5年9月15日から
　　平成6年3月31日まで

月の初日から末日まで勤務しない月が除算対象月となるため
平成5年10月から平成6年3月
➡ 6月×1/3※＝2月…除算期間



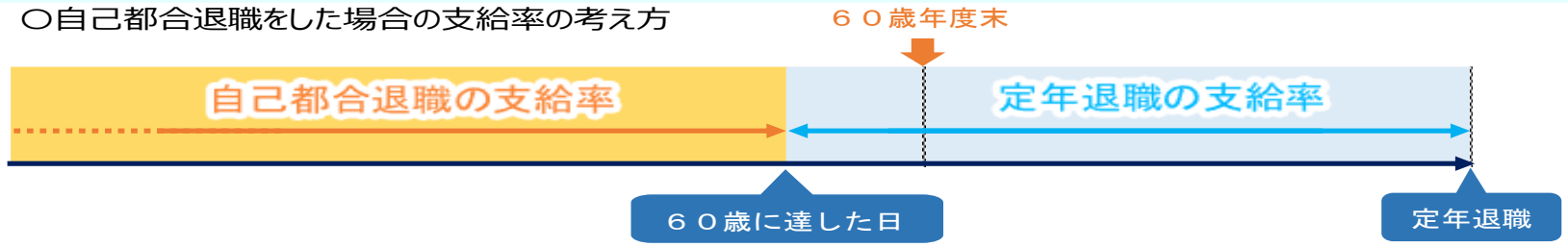
在職年数　除算期間
36年0月－　2月　＝　35年10月　⇒　勤続年数35年（1年未満の端数月切り捨て）

退職事由

☞ 退職手当計算の「支給割合」に関わる

勤続年数が同じであっても、「定年」、「自己都合」などの退職事由によって、退職手当額が変わってくる

※ 60歳に達した日後から最初の3月31日までの期間に加え、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、定年引き上げ後の定年前に「自己都合」により退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、「定年退職」の支給割合を用いて算出される。



例

勤続年数35年
退職時の給料月額　459，585円

自己都合退職･･･支給割合 39．7575
＝ 459，585円 × 39．7575
＝ 18，271，950円（1円未満の端数切り捨て）

定年退職･･･支給割合 47．709
＝ 459，585円 × 47．709
＝ 21，926，340円（1円未満の端数切り捨て）

⇒ 3，654，390円 の差額が発生する

☞ 支給割合 ･･･勤続年数と退職事由によって定められている率

※支給割合の略図

勤続年数	第3条			第4条		第5条		
	自己都合	11年未満勤続 定年・勧奨・・・	公務外傷病	25年未満勤務 公署の移転等	11年以上25年未満勤続 定年・勧奨・・・	公務上死亡・傷病・整理	25年以上勤務 公署の移転等	25年以上勤続 定年・勧奨・・・
1 ・ ・ ・ 9	0.5022 ・ ・ ・ 4.5198	0.837 ・ ・ ・ 7.533	0.837 ・ ・ ・ 7.533	1.04625 ・ ・ ・ 9.41625		1.2555 ・ ・ ・ 11.2995		
10 ・ ・ ・ 24	5.022 ・ ・ ・ 26.3655	8.37	8.37 ・ ・ ・ 26.3655	10.4625 ・ ・ ・ 31.282875	・ ・ ・ 31.282875	12.555 ・ ・ ・ 31.8897		
25 ・ ・ ・ 34	28.0395 ・ ・ ・ 38.7531		28.0395 ・ ・ ・ 38.7531			33.27075 ・ ・ ・ 46.83015	33.27075 ・ ・ ・ 46.83015	33.27075 ・ ・ ・ 46.83015
35 ・ ・ ・ 40	**39.7575** ・ ・ ・ 44.7795		39.7575 ・ ・ ・ 44.7795			47.709 ・ ・ ・ 47.709	47.709 ・ ・ ・ 47.709	**47.709** ・ ・ ・ 47.709

退職事由

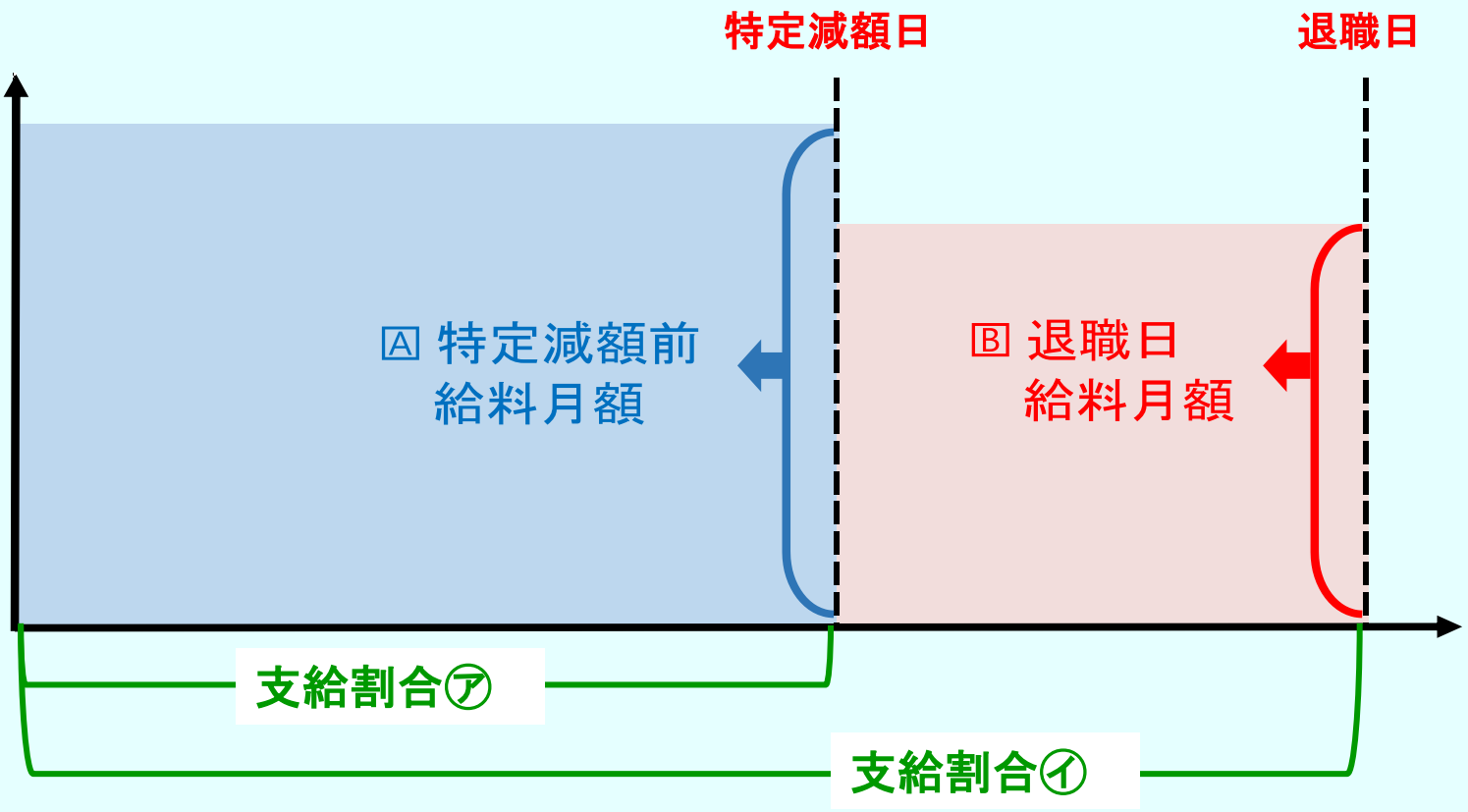
☞ 基本額の特例

平成１９年４月１日以降に、給料月額の減額改定以外の理由（※）によって給料月額が減額されたことがある場合で、減額前の給料月額（特定減額前給料月額）が退職時の給料月額よりも多いときは、その多かった給料月額を勘案して退職手当を計算する。

※　特別支援学級担任解除により給料の調整額が支給されなくなった、教頭から教諭に降格した、などの場合をいう。

※ **「定年引上げに伴う60歳に達した日後の最初の4月1日以降の給与の7割水準支給」**も対象となる。

☞ 基本額の特例の事例①



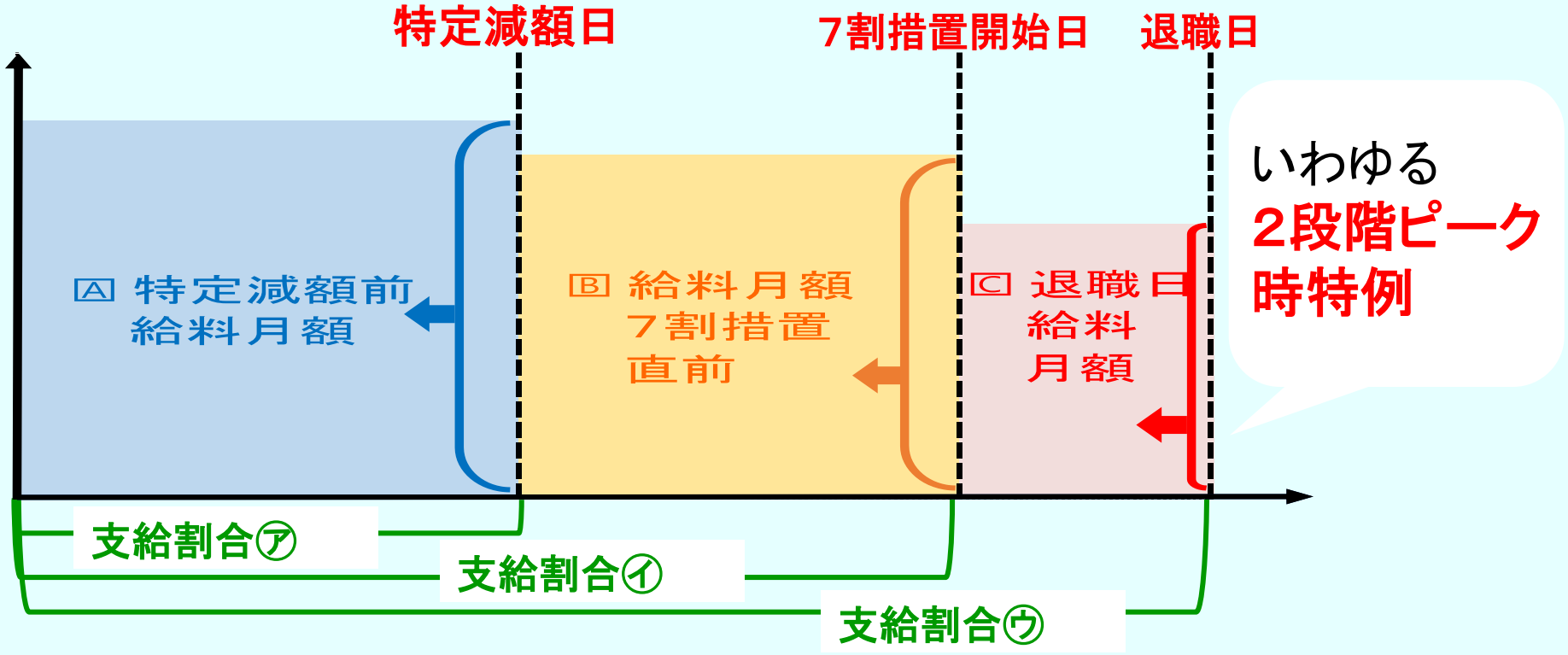
退職手当の基本額

＝ Ⓐ特定減額前給料月額 × 支給割合㋐

＋ Ⓑ 退職日給料月額 × （ 支給割合㋑ － 支給割合㋐ ）

☞ 基本額の特例の事例②

給料月額7割措置直前の給料月額よりも前に、給料月額のピーク時があった場合



退職手当の基本額

＝ Ⓐ特定減額前給料月額 × 支給割合㋐

＋ Ⓑ 給料月額7割措置直前 × （ 支給割合㋑ － 支給割合㋐ ）

＋ Ⓒ 退職日給料月額 × （ 支給割合㋒ － 支給割合㋑ ）

➢ 調整額

☞　職員の区分毎に定める調整月額のうち、在職期間の各月（休職月数等を除く）における額の多いものから60月分の調整月額を合計した額。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0

※1　勤続期間と同様に、休職・停職・大学院修学休業・育児休業等で月の初日から末日まで勤務しない月を除算します。
※2　勤続4年以下の退職者は、計算した合計額の1／2相当額とします。
※3　自己都合退職者で勤続10～24年の者は、計算した合計額の1／2相当額とします。
※4　自己都合退職者で勤続9年以下の者は、調整額は不支給とします。

☞ 退職手当の調整額に関する区分表

ハ　21年4月1日からの適用区分（技能職については平成27年3月31日までの適用区分）

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職(一)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級　期10% 2級期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級在職4年以上又は注8の者	2級期10% 特2級	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職(二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級　期10% 2級期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級在職4年以上又は注8の者	2級期10% 特2級	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管1種 期20%	5級 期20%	4級 管4種 期15%	4級 期15% 3級のうち注4の職	3級のうち注5の職	3級 期10%	2級 期5%	2級・1級
医療職(二) 医療職(三)					7級 期15%	6級 期15%	5級のうち注7の職	5級 期10%	4級　期5% 3級　期5%	3級・2級・1級
技能職								4級 期10%	3級　期5% 2級　期5%	3級・2級・1級

注1　期　%　：　期末手当等の役職段階別加算割合
注2　管　%　：　管理職手当の支給割合
注3　管　種　：　管理職手当の支給額により区分
注4　技術副参事，総括研究員
注5　技術補佐，技術次長又は上席主任研究員
注6　技術補佐，技術次長又は上席技術主幹
注7　技術補佐，技術次長

注8　勤続期間が博士課程修了にあっては30年以上，修士課程修了にあっては33年以上，大学卒にあっては35年以上，短大卒にあっては37年以上，高校卒にあっては39年以上であった者

☞ 調整額の算出例

平成30年4月1日から令和7年3月31日までの84月
→ 校長（教育職(二)4級、管理職手当6種、期末加算15%）⇒ 第5号
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで24月
→ 教諭（教育職（二）2級、期末加算10%）⇒ 第8号　　の場合

額の多いものから60月分の調整月額を合計した額となる
第5号（54，150円） × 60 月 ＝ 3，249，000円

ハ　21年4月1日からの適用区分（技能職については平成27年3月31日までの適用区分）

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職(一)					4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級　期10% 2級期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級在職4年以上又は注8の者	2級期 特2級		
教育職(二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級期15% 3級管6種	3級　期10% 2級期10%のうち注8の者 特2級のうち特2級在職4年以上又は注8の者	2級期10% 特2級	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管1種	5級 期20%	4級 管4種	4級 期15% 3級のうち注4の	3級のうち注5の	3級 期10%	2級 期5%	2級・1級

上記校長の期間

上記教諭の期間

２　退職手当計算内訳書

３つの例を参考に、
退職手当計算内訳書
を確認します。

※退職手当計算内訳書の様式は変更になる場合があります。

☞ 例① 公立太郎さんの場合（基本額の特例の事例①）

昭和39年12月24日生（退職時年齢62歳）
職名：R7.3.31日まで校長／R7.4.1から教諭
退職事由：定年扱い退職
勤続年数：H4.4.1～R9.3.31（35年）
最終学歴：大学4年

① 退職時の給料月額（R9.3.31）
② 給料月額7割措置直前の給料月額（R7.3.31）

③ 勤続年数・在職年数・除算年数
右：H4.4.1～R9.3.31の期間
左：特定減額前（H4.4.1～R7.3.31）までの期間

④ 勤続年数・退職事由・支給率
右：退職時の勤続年数に応じた支給率
左：特定減額前までの勤続年数に応じた支給率

⑤ 調整額
第5号 R2.4.1～R7.3.31（60月） 校長
→教育職(二)4級、管理職手当6種、期末加算15%

⑥ 退職手当決定額

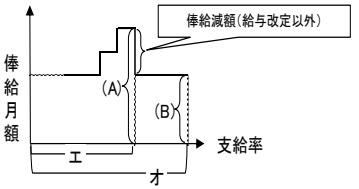
⑦ 現金支給額

宮城教育事務所_77777_仙台小学校_1

退職手当計算内訳書	公立　太郎	昭和39年12月24日生
退職時の給料等	特定減額前俸給月額 R7.3.31	退職日俸給月額 R9.3.31
給料月額 級号俸	② 教育職給料表（二） 4級 41号俸	① 教育職給料表（二） 2級 161号俸
給料	461,000 円	322,700 円
教職調整額	0 円	16,135 円
給料の調整額	0 円	0 円
計	461,000 円(A)	338,835 円(B)
定年前早期退職に係る特例給料月額	円 給料月額 定年年齢 年度末年齢 ×{1+(60−)×2/100}	円 給料月額 定年年齢 年度末年齢 ×{1+(60−)×2/100}
勤続年数 在職年数(ア)	平成4年4月1日 から 令和7年3月31日 まで 33年0月	平成4年4月1日 から 令和9年3月31日 まで 35年0月
除算年数	から まで 年 月	から まで 年 月
計(イ)	年 月	年 月
合計(ウ)=(ア)−(イ)	33年0.0月(33年)	35年0.0月(35年)
④ 支給率	減額日前支給率 45.323550（エ） 勤続33年 ・ 定年	退職日支給率 47.709000（オ） 勤続35年 ・ 定年
適用条項	職員の退職手当に関する条例 第5条 第1項 昭和 年条例第 号附則第 項	
⑤ 調整額 (C)	3,249,000円 5号(54150円)×60月	
退職手当額(D)	24,951,430円 【算式】（A）×（エ）＋（B）×｛（オ）−（エ）｝＋調整額（C）	
退職手当決定額①	24,951,430円	
⑥ 控除額 所得税	229,725 円	
徴収税額 市町村民税	193,500 円	
県民税	129,000 円	
計	552,225 円	
給与に係る住民税一括徴収税額	24,300 円	
共済組合貸付償還金	523,400 円	
合計②	1,099,925 円	
⑦ 現金支給額①−②	23,851,505 円	
住民税納入市町村 退職所得分	△△市	
住民税納入市町村 一括住民税	△△市	

○調整額の調整
・勤続４年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする
・自己都合退職者のうち，
勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする
勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする

○特定減額前俸給月額



（事由：定年扱い）
（所属：△△市立仙台小学校）

☞ 例② 福利公一さんの場合（基本額の特例の事例②）

昭和39年5月1日生（退職時年齢62歳）
職名：教諭
退職事由：定年扱い退職
勤続年数：H3.4.1～R9.3.31（36年）
最終学歴：修士課程

① 退職時の給料月額（R9.3.31）
② 給料月額7割措置直前の給料月額（R7.3.31）
③ 特定減額前の給料月額（H27.3.31）
H19.4.1から退職時までの期間で、最も給料月額が高かった時点

④ 勤続年数・在職年数・除算年数
右：H3.4.1～R9.3.31の期間
中：給料月額7割措置直前（H3.4.1～R7.3.31）までの期間
左：特定減額前（H3.4.1～H27.3.31）までの期間

⑤ 勤続年数・退職事由・支給率
右：退職時の勤続年数に応じた支給率
中：給料月額7割措置直前までの勤続年数に応じた支給率
左：特定減額前までの勤続年数に応じた支給率

⑥ 調整額
第7号 R6.4.1～R9.3.31（36月） 教諭
→教育職(一)2級、期末加算10%（うち「修士課程修了にあっては33年以上の期間」が第7号に該当）
第8号 R3.4.1～R6.3.31（24月） 教諭
→教育職(一)2級、期末加算10%
（60月から、上記第7号に該当の36月を引いた24月分）

⑦ 退職手当決定額

⑧ 現金支給額

宮城県_55555_宮城高等学校_2

退職手当計算内訳書　福利　公一　昭和39年5月1日生

退職時の給料等	特定減額前俸給月額 H27.3.31	7割措置前俸給月額 R7.3.31	退職日俸給月額 R9.3.31
給料月額 級号俸	教育職給料表（一） 2級 131号俸 ③	教育職給料表（一） 2級 149号俸 ②	教育職給料表（一） 2級 149号俸 ①
給料	422,000 円	426,200 円	306,390 円
教職調整額	16,880 円	17,048 円	15,319 円
給料の調整額	14,125 円	0 円	0 円
計	453,005 円(A)	443,248 円(B)	321,709 円(C)
定年前早期退職に係る特例給料月額	給料月額 定年年齢 年度末年齢 ×{1+(60−)×2/100}	給料月額 定年年齢 年度末年齢 ×{1+(60−)×2/100}	給料月額 定年年齢 年度末年齢 ×{1+(60−)×2/100}
勤続年数 在職年数(ア)	平成3年4月1日から平成27年3月31日まで 24年0月	平成3年4月1日から令和7年3月31日まで 34年0月	平成3年4月1日から令和9年3月31日まで 36年0月
除算年数	から まで 年 月	から まで 年 月	から まで 年 月
計(イ)	年 月	年 月	年 月
合計(ウ)=(ア)−(イ)	24年0.0月（24年）	34年0.0月（34年）	36年0.0月（36年）

④

支給率	減額日前支給率	7割措置前支給率	退職日支給率
⑤	31.282875（エ）	46.830150（オ）	47.709000（カ）
	勤続24年・定年扱い	勤続34年・定年扱い	勤続36年・定年扱い

適用条項：職員の退職手当に関する条例 第5条 第1項
昭和 年条例第 号附則第 項

⑥ 調整額（D）：1,820,400円
7号(32500円)×36月＋8号(27100円)×24月

退職手当額（E）：23,165,731円
【算式】（A）×（エ）＋（B）×｛（オ）−（エ）｝＋（C）×｛（カ）−（オ）｝＋調整額（D）

退職手当決定額①：23,165,731円

⑦

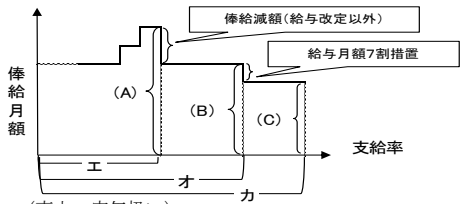
徴収額		
	所得税	102,814 円
	市町村民税	118,900 円
	県民税	79,200 円
	額 計	300,914 円
給与に係る住民税一括徴収税額		0 円
共済組合貸付償還金		0 円
合計②		300,914 円

⑧ 現金支給額①−②：22,864,817円

住民税納入市町村	退職手当分	◎◎市
	一括住民税	◎◎市

○調整額の調整
・勤続４年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする
・自己都合退職者のうち，
勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする
勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする

○特定減額前等俸給月額



（事由：定年扱い）
（所属：宮城県宮城高等学校）

☞ 例③　宮城花子さんの場合

昭和41年8月7日生（退職時年齢60歳）
職名：教諭
退職事由：定年扱い退職
在職年数：H1.4.1～R9.3.31（38年）
除算年数：H12.5.5～H13.3.15　育児休業
　　H15.12.25～H16.10.16　育児休業
　　H19.11.15～H20.12.31　育児休業
最終学歴：大学4年

① 退職時の給料月額（R9.3.31）

② 勤続年数・在職年数・除算年数
除算年数：育児休業期間が該当
勤続年数：在職年数−除算年数＝37年1.4月

③ 調整額
第7号　R7.2.1～R9.3.31（26月）　教諭
→教育職(一)2級、期末加算10%（うち「大学卒にあっては35年以上の期間」が第7号に該当）
第8号　R4.4.1～R7.1.31（34月）　教諭
→教育職(一)2級、期末加算10%
（60月から、上記第7号に該当の26月を引いた34月分）

④ 退職手当額の計算式
勤続年数に応じた支給率で計算

⑤ 退職手当決定額

⑥ 現金支給額

宮城県_50000_企画高等学校_3

退職手当計算内訳書　　宮城　花子　　昭和41年8月7日　生

退職時の給与等 ①

給料月額		
級号俸	教(1) 2級 149 号俸	
給料 (A)	437,700 円	
教職調整額 (B)	21,885 円	
給料の調整額 (C)	0 円	
計 (D)	459,585 円	
合計(基本給月額) (E)	459,585 円	

勤続年数 ②

在職年数			
平成1年4月1日 から 令和9年3月31日 まで			38 年 0 月
計(ア)			38 年 0 月
除算年数	平成12年6月 から 平成13年2月 まで	育休 1/3	0 年 3 月
	平成16年1月 から 平成16年9月 まで	育休 1/3	0 年 3 月
	平成19年12月 から 平成20年10月 まで	育休 1/3	0 年 3.6 月
	平成20年11月 から 平成20年12月 まで	育休 1/2	0 年 1 月
	から まで		年 月
	から まで		年 月
	から まで		年 月
	から まで		年 月
	から まで		年 月
	から まで		年 月
計(イ)			0 年 10.6 月
合計(ウ) −(ア)−(イ)			37 年 1.4 月（37 年）

退職手当

定年前早期退職に係る特例の給料月額 (F)	

※(F)の算式
給料月額 ×{1+(60 −)×2/100}

適用条項	職員の退職手当に関する条例第 5 条 第 1 項 昭和 年条例第 号附則第 項
調整額 (G) ③	1,766,400円 7号（32500円）×26月＋8号（27100円）×34月
退職手当額 (H) ④	給料月額(EまたはF) (ウ)の支給率 調整額 (G) 459,585.00 円 × 47.709 ＋ 1,766,400 ＝ 23,692,740 円
退職手当決定額① ⑤	23,692,740 円

控除額

徴収税額	所得税	78,923 円
	市町村民税	92,760 円
	県民税	61,840 円
	計	233,523 円
給与に係る住民税一括徴収税額		0 円
共済組合貸付償還金		0 円
合計②		233,523 円
現金支給額①−② ⑥		23,459,217 円

○調整額の調整
・勤続４年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする
・自己都合退職者のうち，
勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする
勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする

（事由：　定年扱い　）
（所属：　宮城県企画高等学校　）

住民税納入市町村	退職所得分	○○郡○○町
	一括住民税	○○郡○○町

３　退職手当から控除されるもの

○退職手当に係る所得税

○退職手当に係る住民税（市町村民税・県民税）

○給与に係る住民税（令和９年４・５月分）

⇒再任用職員や臨時的任用職員として、引き続き４月以降も給料の支給を受ける方は、退職手当からは控除されない場合があります。

○共済組合貸付償還金

⇒退職時に貸付金の未償還金がある場合

➢ 退職手当計算内訳書の控除額欄

①退職手当に係る所得税
　退職手当に係る住民税
　　（市町村民税・県民税）

②給与に係る住民税
　（令和9年4月・5月の2月分）
⇒再任用職員や臨時的任用職員として、引き続き4月以降も給料の支給を受ける方は、退職手当からは控除されません。

③共済組合貸付償還金
⇒退職時に貸付金の未償還金がある場合は、退職手当から一括償還することになります。その場合の償還手続きはすべて福利課で行います。

※退職手当から貸付未償還金を全額控除できなかった場合は、別途「振込依頼書」が送付されます。

④退職手当決定額から、
控除額合計を差し引いた金額＝現金支給額が、口座に振り込まれます。

宮城県_50000_企画高等学校_3

退職手当計算内訳書

宮城　花子　　昭和41年8月7日　生

退職時の給与等 給料月額	級号俸	教(1) 2 級 149 号俸	
	給料 (A)	437,700 円	
	教職調整額 (B)	21,885 円	
	給料の調整額 (C)	0 円	
	計 (D)	459,585 円	
	合計(基本給月額) (E)	459,585 円	
退職手当	定年前早期退職に係る特例の給料月額 (F)	円	
	※(F)の算式 給料月額 ×{1+(60 −)×2/100}		

勤続年数 在職年数	平成1年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	38 年 0 月
	計(ア)	38 年 0 月
除算年数	平成12年6月 から 平成13年2月 まで 育休 1/3	0 年 3 月
	平成16年1月 から 平成16年9月 まで 育休 1/3	0 年 3 月
	平成19年12月 から 平成20年10月 まで 育休 1/3	0 年 3.6 月
	平成20年11月 から 平成20年12月 まで 育休 1/2	0 年 1 月
	から まで	年 月
	から まで	年 月
	から まで	年 月
	から まで	年 月
	から まで	年 月
	から まで	年 月
	計(イ)	0 年 10.6 月
	合計(ウ) =(ア)−(イ)	37 年 1.4 月(37 年)

適用条項	職員の退職手当に関する条例第 5 条 第 1 項 昭和　年条例第　号附則第　項
調整額 (G)	1,766,400円 7号（32500円）×26月＋8号（27100円）×34月
退職手当額 (H)	給料月額(EまたはF) (ウ)の支給率 調整額 (G) 459,585.00 円 × 47.709 ＋ 1,766,400 ＝ 23,692,740 円

退職手当決定額①		23,692,740 円
① 控除額 徴収税額	所得税	78,923 円
	市町村民税	92,700 円
	県民税	61,800 円
	額 計	233,423 円
②	給与に係る住民税一括徴収税額	0 円
③	共済組合貸付償還金	0 円
	合計②	233,423 円
④	現金支給額①−②	23,459,317 円
住民税納入市町村	退職所得分	○○郡○○町
	一括住民税	○○郡○○町

○調整額の調整
・勤続4年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする
・自己都合退職者のうち，
　勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする
　勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする

（事由： 定年扱い ）
（所属： 宮城県企画高等学校 ）

➢ 退職手当にかかる所得税と住民税

退職手当計算内訳書の裏面が**退職手当に関する税額計算書**となっています。
退職所得は、他の所得と分離して課税されるため、原則として確定申告をする必要はありません。

☞ 宮城花子さんの場合

退職手当額　23，692，740円
在職年数（勤続年数ではないので注意）　38年

控除額表より
基準控除額　20，600，000円

退職手当額　基準控除額　（A）
23，692，740 － 20，600，000 ＝ 3，092，740円

（A）
3，092，740円 × 1/2　※2
➡ 1，546，000円･･･所得税･住民税課税対象額
（1，000円未満切捨）

＜所得税＞

課税対象額195万円以下のため
1，546，000 × 0.05 × 1.021 ＝ **78，923円**

＜住民税＞

1，546，000 × 6% ＝ 92，700円･･･市町村民税
1，546，000 × 4% ＝ 61，800円･･･県民税
➡ 92，700 ＋ 61，800 ＝ **154，500円**（100円未満切捨）

＜所得税＞　＜住民税＞　合計

78，923 ＋ 154，500 ＝ 233，423円

退職手当に関する税額計算書（H25．1．1税改正）

退職手当額	23，692，740　円
在職年数（１年未満の端数は切上げ）	38　年
基準控除額（〔控除額表〕より）	20，600，000　円
退職手当額から基準控除額を除いた額（A）	3，092，740　円
所得税・住民税課税対象額	1，546，000　円 （1，000円未満切捨）

※1　障害退職の場合は右記に100万円を加算
　　組合専従期間は在職年数に含まれない
※2　勤続5年以下の場合　課税対象額=Aの額
　　上記以外の場合　　課税対象額=Aの額×1/2

〔控除額表〕　単位：万円

年数	控除額	年数	控除額	年数	控除額
1	80	16	640	31	1，570
2	80	17	680	32	1，640
3	120	18	720	33	1，710
4	160	19	760	34	1，780
5	200	20	800	35	1，850
6	240	21	870	36	1，920
7	280	22	940	37	1，990
8	320	23	1，010	***38***	***2，060***
9	360	24	1，080	39	2，130
10	400	25	1，150	40	2，200
11	440	26	1，220	41	2，270
12	480	27	1，290	42	2，340
13	520	28	1，360	43	2，410
14	560	29	1，430	44	2，480
15	600	30	1，500	45	2，550

※所得税	78，923　円　（1円未満切捨）
195万円以下	課税対象額×0．05×1．021
195万円超～330万円以下	（課税対象額×0．10−97，500円）×1．021
330万円超～695万円以下	（課税対象額×0．20−427，500円）×1．021
695万円超～900万円以下	（課税対象額×0．23−636，000円）×1．021
900万円超～1，800万円以下	（課税対象額×0．33−1，536，000円）×1．021
1，800万円超	（課税対象額×0．40−2，796，000円）×1．021

※　復興特別所得税（2．1%）を併せて徴収（平成25年から令和19年まで）

住民税	市町村民税	県民税
計算式	（課税対象額×6%）	（課税対象額×4%）
税　額	92，700　円	61，800　円
計	154，500　円	

※　100円未満切捨

所得税・住民税額合計	233，423　円

申告書が未提出の場合の所得税の計算式　　退職手当額×20．42%（円未満切捨）

➢ 給与にかかる住民税

令和8年度分　住民税

3月まで

給与天引きで納付

4・5月

退職手当から控除して納付

令和7年1月～12月
の所得に対して課税

令和9年度分　住民税

6月から

市町村から納税通知書送付（年4回）

令和8年1月～12月
の所得に対して課税

住民税は前年の所得に課税されます。

令和9年6月からは、各自納付となりますので、要注意！

4　退職手当の手続き とスケジュール

12月	中旬頃　福利課より各所属へ 必要関係書類の提出通知を送付
1月	関係書類の記入 中旬～下旬：所属長へ書類提出
2月	
3月	31日：退職日
4月	決定通知書の交付（自宅あてに郵送） 下旬：退職手当の振込

～所属長へ関係書類提出後～
「再就職or再就職取りやめ」
の場合は、速やかに事務担当者へ御連絡願います！

➢ 退職手当の請求【退職予定者】

① 退職手当に関する申出書・再就職に関する申立書・退職手当口座振替依頼書
② 振込口座が確認できる書類
③ 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書
④ 履歴書の写し（満60歳の方は、提出済みのため不要）
⑤ 育児休業期間に係る確認調書
（育児休業・育児短時間勤務をした職員のみ）

➢ 退職手当の請求【所属長】

① 別紙様式1（本務職員用） 年度末退職予定者に係る退職手当関係書類について
② 【退職予定者】①の書類に、受領年月日等記入
③ 給与個人票の写し（R9.1現在のもの）
④ 債権債務者登録票の写し（市町村立学校は提出不要）

【退職予定者】①～⑤、【所属長】①～④
不足書類、記入漏れ、記入誤り等
がないか確認し提出願います。

☞退職手当に関する申出書・再就職に関する申立書・退職手当口座振替依頼書

様式第1号イ(第2条関係)

退職手当に関する申出書

職員の氏名	福利　太郎	生年月日	昭和　○　年　○　月　○　日
職名	宮城県　○○郡○○町公立学校 教員	所属又は補職名	宮城県　○○郡○○町立○○小学校 教諭
退職(予定)年月日	令和　○　年　○　月　○　日	退職する事由	定年
受領方法	直接払	隔地払　銀行　支店	口座振替
退職手当を受けようとする住所	電話番号　－　－ 郵便番号　－		

上記のとおり退職手当に関する申出をします。

令和　○　年　○　月　○　日

宮城県教育委員会　殿

電話番号	022　－　○○○　－　○○○○
郵便番号	980　－　○○○○
住所	宮城県○○市○○町3丁目8－1　××アパート102号室
氏名	福利　太郎

所属確認事項	調整数〔　1　〕の給料の調整額を支給 扶養手当　　円，地域手当　　円を支給
所属収受年月日 令和○年 ○月○日	上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和　○　年　○　月　○　日 所属長　○○町立○○小学校長　教育　一郎

備考　扶養手当及び地域手当の支給額は，公務上の傷病による退職又は整理退職の場合のみ記入する

「職名」欄
宮城県公立学校
宮城県○○市公立学校、○○郡○○町公立学校
宮城県教育委員会
　校長、副校長、教頭、教員、実習教諭、実習講師、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員、主任技師、技師　等

「所属又は補職名」欄
宮城県○○高等学校、宮城県立○○支援学校
宮城県○○市立○○小学校、宮城県○○郡○○村立○○中学校
教育庁○○課
　校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、技術主幹、技術主査、技師、事務部長、事務室長、事務長、副参事、総括主幹、主幹、主任主査、主査、主事、主任技師・技師（庁務・巡視・運転技術等）　等

定年、定年扱い、自己都合、特約、傷病（公務上・公務外）　等
※「**定年扱い**」は、満60歳の誕生日を迎えた方が定年前に退職する場合

受領方法は、原則「**口座振替**」です。

退職後に住所を変更する場合は、その移転(予定)先の住所を記入してください。
退職時の住所から移転しない場合は、記入不要です。

申出書を提出する年月日を記入してください。

【所属記入欄】
特別支援学級担当者や、特別支援学校又は宮城丸に所属する者で、**給料の調整額が支給されている場合は、その調整数を記入**してください。

【所属記入欄】
「退職者の申出年月日」及び「所属収受年月日」以降の年月日を記入してください。

【所属記入欄】日付は、記入又は所属収受印押印いずれでも結構です。

様式第2号(第2条関係)　※ 今回の退職時に退職手当が支給される者用

再就職に関する申立書

職員の氏名	福利 太郎	退職(予定)年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

1 国家公務員又は他の地方公務員等に再就職(2を除く。)

職名	就職する官署等名	就職予定年月日
		令和 年 月 日

2 特別職又は非常勤の職等に再就職	3 再任用	4 会社等に再就職	5 再就職しない

(上記1～5のいずれかに○印を付し，1の場合は必要事項を記入)

上記のとおりであることを申し立てます。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名 福利 太郎

「1」に○印を付す例
- 東京都職員に採用(任用)
- 臨時の職員(講師等)から仙台市職員(仙台市立学校教員等)に採用(任用)

上記以外で、退職した日又はその翌日に公務員(臨時の職員を含む)として再就職する場合は、基本的に条例等の規定により再就職先に勤続期間が通算されることになるため、今回の退職時には退職手当は支給されません。勤続期間通算のため退職手当が支給されない方は、別途掲載している単独の様式第２号を使用して再就職に関する申立を行ってください。

「2」に○印を付す例
- 会計年度任用職員に任用
- 非常勤講師に任用

様式第6号(第5条関係)

退職手当口座振替依頼書

預金口座開設店舗等	名称	○○○○ 銀行		
		○○○○ 支店		
	預金の種類	普通	口座番号	1234567
	(フリガナ) 預金口座の名義人	フクリ タロウ 福利 太郎		

上記の預金口座に退職手当の振替を依頼します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名 福利 太郎

備考1 預金口座の名義は，依頼人の名義に限るものとする。
2 預金口座を確認できる書類を添付すること。

ゆうちょ銀行を指定する場合は、「記号・番号」ではなく、ゆうちょ銀行送金用の「店番・預金種目・口座番号」を記入願います。なお、ゆうちょ銀行の振込口座を確認する場合は、ゆうちょ振込お問合せセンター（電話０１２０－２５３８１１）もしくは㈱ゆうちょ銀行のWEBサイトにて確認してください。

預金口座の名義は、退職者の名義に限ります。
提出後、婚姻等により姓が変わる場合、**退職手当の振込みが確認できるまでは、口座名義は変更しないでください。**

口座が確認できる書類を添付してください。
例）通帳の２ページ目のコピー
通帳がないネットバンキング等は口座情報が記載されている画面の印刷
キャッシュカードのコピー
※コピーは鮮明なものを提出してください。

☞退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書

記入例(勤続期間が6年以上)

もれなく記載してください

令和○年○月○日
仙台北税務署長 殿 / ○○市町村長 殿

令和９年分　退職所得の受給に関する申告書　兼　退職所得申告書

退職手当の支払者の
所在地（住所）〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号
名称（氏名）宮城県知事　村井嘉浩
法人番号（個人番号）※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 8 0 0 0 0 2 0 0 0 4 0 0 0 2

あなたの
現住所〒980-0000 宮城県○○市○○町３丁目８－１　××アパート１０２号室
氏名　福利　太郎
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
その年１月１日現在の住所　同上

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日　令和９年３月31日

② 退職の区分等
<一般・障害の区分>
☑一般 ・□障害
<生活扶助の有無>
□有 ・☑無

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間

		自	平成４年４月１日	
		至	令和９年３月31日	35年
うち 特定役員等勤続期間	□有 ☑無	自 至	年 月 日	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	□有 ☑無	自 至	年 月 日	年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	□有 ☑無	自 至	年 月 日	年
うち 短期勤続期間	□有 ☑無	自 至	年 月 日	年

こちらの書類を提出することで、退職手当に関する税額計算書により所得税・住民税が計算され源泉徴収されます。

➢ 退職手当の支払い

支給時期：　**退職日から1か月以内**

※年度末退職者は**4月下旬**予定

支給方法：　**本人から申出があった金融機関の口座へ振込**

※ 振込不能となる可能性があるので
口座解約・名義変更は振込後にお願いします。

➢ 退職手当決定通知書等の交付書類

交付時期：　退職手当支給前

※年度末退職者は**4月下旬**予定

交付方法：　退職者本人の自宅あてに郵送

交付書類：

退職手当決定通知書

退職手当計算内訳書

退職手当に関する税額計算書（内訳書の裏面）

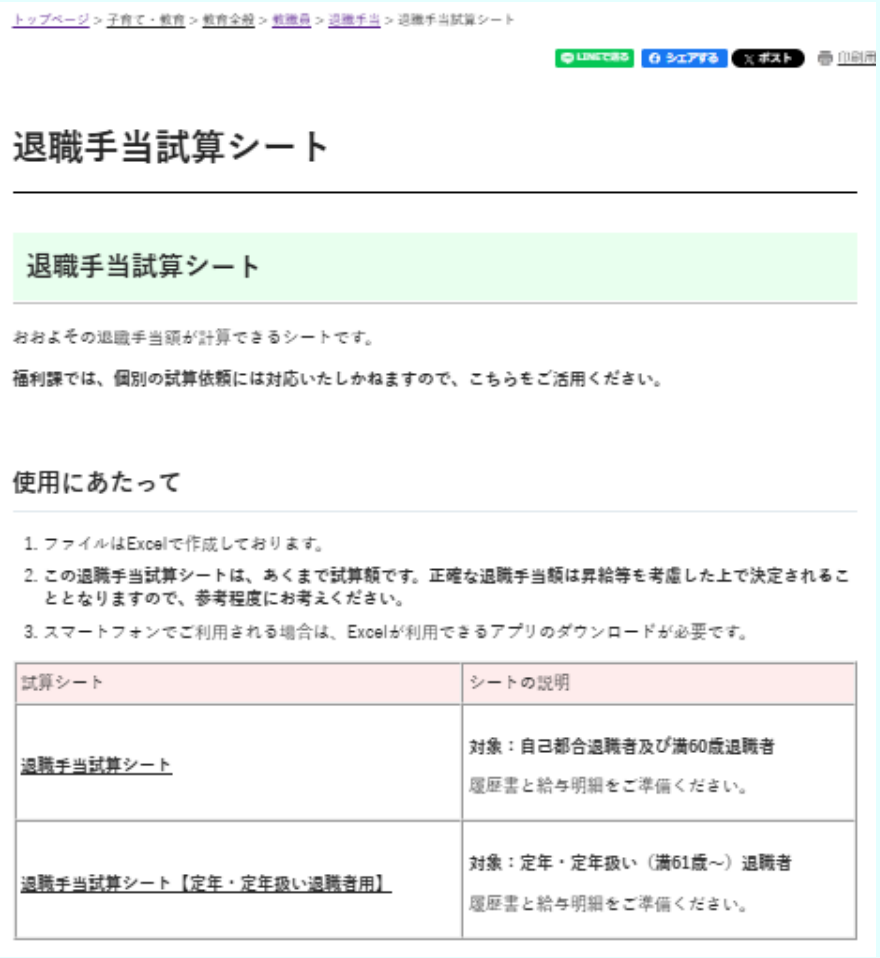
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

※ 年金手続等で必要となる場合がありますので、源泉徴収票の紛失には注意願います！

５　福利課のHPの紹介

福利課HP：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/

- ☞ 履歴書と給与明細で退職手当額の試算ができる
 「退職手当試算シート」
 ※個別の試算依頼には対応できませんので、試算シートを活用ください。
- ☞ 「退職手当の計算」
- ☞ 定年引上げ後60歳を超えて退職する職員の退職手当等に関する説明ページ
 「定年引上げ後の退職手当」



トップページ > 子育て・教育 > 教育全般 > 教職員 > 退職手当 > 退職手当試算シート

LINEで送る　シェアする　ポスト　印刷用

退職手当試算シート

退職手当試算シート

おおよその退職手当額が計算できるシートです。

福利課では、個別の試算依頼には対応いたしかねますので、こちらもご活用ください。

使用にあたって

1. ファイルはExcelで作成しております。
2. この退職手当試算シートは、あくまで試算額です。正確な退職手当額は昇給等を考慮した上で決定されることとなりますので、参考程度にお考えください。
3. スマートフォンでご利用される場合は、Excelが利用できるアプリのダウンロードが必要です。

試算シート	シートの説明
退職手当試算シート	対象：自己都合退職者及び満60歳退職者 履歴書と給与明細をご準備ください。
退職手当試算シート【定年・定年扱い退職者用】	対象：定年・定年扱い（満61歳～）退職者 履歴書と給与明細をご準備ください。